

ID 0002143

医療費控除の申告に利用できる 「医療費のお知らせ」を送付します

問 国保年金課(☎232-9166)

水戸市国民健康保険では、受診医療機関や支払った医療費などについて、月ごと・世帯員ごとに記載した「医療費のお知らせ」を世帯主の方に送付しています。今年度は、令和6年1月～10月受診分の10か月分を記載したお知らせを、2月上旬にA4様式の封書にて送付します。

なお、令和6年11月・12月診療分を記載したお知らせは、3月下旬に送付します。

※「医療費のお知らせ」を再発行する場合、申請から2週間程度かかりますので、大切に保管してください。

「医療費のお知らせ」を申告に利用する際の留意点

- ①令和6年11月・12月診療分については、領収書などから「医療費控除の明細書」に転記のうえ、申告をしてください。
 - ②医療機関等からの請求に基づき作成されています。医療機関等からの請求が遅れた場合などは、「医療費のお知らせ」に記載されていません。
 - ③健康保険の対象となる医療費のみを記載しています。保険の対象とならない診療費等(室料差額、診断書などの文書料、歯科の差額材料費、菓の容器代など)は記載されていません。
 - ④公費負担医療、出産育児一時金、高額療養費がある場合などは、「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」として申告が必要です。
 - ⑤医療機関等の窓口で支払う金額は、10円未満を四捨五入して計算されていることがあります。「医療費のお知らせ」は、診療報酬明細書を基に総医療費と負担割合を計算し、1円単位で記載していますので、実際に医療機関等で支払った金額と異なる場合があります。
 - ⑥医療機関等からの診療報酬明細書は、審査支払機関などによる審査により減額される場合があります。実際に医療機関等で支払った金額と異なる場合があります。
- ※「医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合でも、修正や再作成はできません。ご自身で実際に負担した額を「医療費控除の明細書」に記載のうえ、医療費控除手続きをお願いします。
- ※医療費控除のために「医療費のお知らせ」を提出する際は、被保険者証番号などをマスキング処理(番号等が復元できない程度に油性ペンなどで黒く塗りつぶすこと)してください。

ID 0090496

社会保険料控除の申告に利用できる 納付額の確認書を送付します

問 収税課(☎232-9145)、国保年金課(☎232-9528)、介護保険課(☎232-9194)

1月1日から12月31日までに納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、その年分の確定申告や市民税・県民税の申告の際、社会保険料控除として計上することができます。

申告の際に利用できる保険料の納付がある方は、納付額の確認書を1月下旬ごろに送付します。保険料が課税年金から天引きとなっている方は、年金保険者から送付される源泉徴収票をご確認ください。

なお、申告の際に納付額の確認書の添付は不要です。領収書や控除額が確認できるものが手元があれば、期間内に納めた保険料の合計額を記入することで申告できます。

※詳細は、各担当課(国民健康保険税は収税課、後期高齢者医療保険料は国保年金課、介護保険料は介護保険課)にお問合せください。

ID 0003633

水戸市奨学生を募集します

問 学校管理課(☎306-8673)

人物・学力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由により高等学校などに修学することが困難な生徒に対し、給付型(返還不要)の奨学金を支給しています。

令和7年度に奨学金を支給する奨学生を募集します。希望する方は、中学生は在学している中学校、高校生などは在学している高等学校等または学校管理課へ相談してください。

奨学金▶月額6,000円(令和6年度実績) ※返還の必要はありません。

応募資格▶次のすべてに該当する方

- ① 令和7年度に高等学校、中等教育学校の後期課程または高等専門学校(第1学年～第3学年に限る)に在学または進学する
- ② 令和7年4月1日現在で、市内に1年以上居住する
- ③ 経済的な理由により学費の支出が困難である
- ④ 国・県などから奨学金の貸与または支給を受けていない

申込み▶1月31日(金)までに、申込書に記入し、必要書類を添えて、各学校の担当窓口へ

※申込書は各学校で入手できます。

※人物、学業、健康状態、家計状況などを審査します。



ID 0080459

ひとり親家庭等に対する受験料・模擬試験受験料を支援します

問 こども政策課(〒310-8610、☎232-9176)

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもに対して、受験料や模擬試験受験料を支援します。

補助対象児童	補助対象経費	補助金額 (1名あたり)
高校3年生など (大学等への進学を目指す20歳未満の方)	大学等進学を目指し受験した大学等受験料、模擬試験受験料	大学等受験料 上限53,000円 模擬試験受験料 上限8,000円
中学3年生 ※市が実施すること の学習・生活支援事業「すてっぷ」 の利用登録が必要	高校進学を目指し受験した模擬試験受験料	模擬試験受験料 上限6,000円

申請できる方▶申請日時時点で、申請者(原則保護者)の住民登録が水戸市にあり、次のいずれかに該当する方

- ① 児童扶養手当受給世帯(同等所得水準のひとり親世帯含む)
- ② 生活保護受給世帯
- ③ 住民税非課税世帯

申請方法▶3月14日(金)(必着)までに、必要書類を添えて、☎、☑、窓で

※申請は子ども1名につき1回限りとなります。

※受験票や領収書は、申請の際に必要なため、破棄せず原本を保管しておいてください。その他の必要書類など、詳細は、市ホームページをご覧ください。

ID 0005951

令和7年度の 会計年度任用職員を募集します

問 人事課(〒310-8610、☎232-9120)

任用開始予定日▶4月1日(火)

選考方法▶1次…書類審査 2次…面接 ※職種によって実技審査あり。

申込み▶2月5日(水)～14日(金)(必着)に、☎、申込書に記入し☑で

※2月15日(土)以降も随時受け付けますが、選考が終了している場合があります。

※勤務時間・日数や報酬額などは、募集職種や配属先

によって異なります。詳細は、募集案内をご覧ください。募集案内と申込書は、2月5日以降、人事課または市ホームページで入手できます。

会計年度任用職員とは

1会計年度(4月1日～翌年3月31日)を最長の任期として任用され、常勤職員が行う各種業務の補助を行う非常勤の地方公務員です。

ID 0003629

償却資産の申告を忘れずに

個人や法人で、飲食店や美美容業、太陽光発電事業などを営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、市内に事業で使用する固定資産(償却資産)をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況の申告が必要です。

申告方法▶1月31日(金)までに、eLTAX、で
※償却資産の種類や具体例、必要書類など、詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 資産税課(〒310-8610、☎224-1122)

ID 0072326

国民健康保険の手続きを

水戸市に住民登録のある方で、国民健康保険に未加入の方は、届出が必要です(職場の健康保険に加入している方とその被扶養者、後期高齢者医療該当者、生活保護を受けている方は必要ありません)。

また、国民健康保険に加入中の方で、他市町村に転出した場合、職場の健康保険に加入した場合、市内で住所が変わった場合など、異動があったときは、14日以内に手続きが必要です。

手続き先▶国保年金課、各出張所

手続きに必要なもの▶マイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)、資格喪失証明書など(国保に加入するとき)、国保と職場の資格確認書など(国保をやめるとき)

※令和6年12月2日以降に国保に加入する方には、資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。

※別世帯の方が資格確認書または資格情報のお知らせを受け取る場合は、委任状が必要です。

※マル福受給者は、医療福祉費受給者証の変更手続きも必要ですので、受給者証もお持ちください。

※マイナンバーカードを保険証として利用している場合も手続きは必要です。

問 国保年金課(☎232-9526)

納期

納期限は **1月31日(金)** です

納付するもの	課税に関する問合せ	納付に関する問合せ
市県民税・森林環境税(第4期)	市民税課 (☎232-9138)	収税課 (☎232-9145)
国民健康保険税(第7期)	国保年金課 (☎232-9526)	
後期高齢者医療保険料(第7期)	国保年金課(☎232-9528)	

市税等の納付には口座振替がおすすめです。詳細はこちら▶



ID 0003059

20歳になったら国民年金

国民年金は、日本に住んでいる、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する、公的年金制度です。加入者は、毎月、国民年金保険料を納付する必要があります。

20歳になった方(厚生年金保険に加入している方を除く)には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」が送付されます。同封されている案内を確認して、納め忘れのないようにしてください。

20歳になってから約2週間程度経過してもお知らせが届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要です。市役所または近くの年金事務所で手続きをしてください。

20歳になったときに、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養になっている方は、配偶者の勤務先で国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。※第1号被保険者(農業者・自営業者・学生など)で保険料の支払いが困難な場合は、免除や学生納付特例などの制度があります。また、就職・退職・結婚などにより加入種類が変わる場合には、その都度、勤務先や市役所での手続きが必要です。

問 国保年金課(☎232-9529)または水戸北年金事務所(☎231-2283)



ID 0001847

たき火による火災にご注意を

例年、年明けから春先にかけて、たき火を原因とする火災が多く発生しています。空気が乾燥している日、風の強い日にたき火をすると、周囲や人家に燃え移って火災になる危険や、衣服に燃え移ってやけどを負う危険があります。火の取扱いには、十分に注意しましょう。

なお、家庭ごみなどの焼却を目的とした野焼きは、原則として、禁止されています。

問 火災予防課(☎221-0119)

ID 0002277

悪質な排水設備業者にご注意を

市からの依頼業務を装い、排水設備の工事や清掃などを勧める業者が各家庭を訪問しているという情報が寄せられているので、ご注意ください。

排水設備の工事や清掃などを業者に依頼する際は、事前に見積書を取るなどして、その内容をよく確認しましょう。

なお、公共下水道への接続工事をする場合は、「水戸市下水道工事指定店」へ依頼してください。

問 下水道計画課(☎350-8508)

ID 0090241

国道6号の酒門六差路周辺の 通行が変わります

都市計画道路中大野中河内線の約200mの区間が2月4日(火)に開通します。

これと同時に、下図の3か所で道路の封鎖(自転車・歩行者は通り抜け可能)を行い、酒門六差路交差点を四差路に変更します。

今後は、交差点において国道6号と県道下入野水戸線の行き来ができなくなりますので、お車の方は都市計画道路中大野中河内線をご通行ください。

地域の渋滞緩和と歩行者の安全確保のため、ご理解とご協力をお願いします。



問 県水戸土木事務所都市施設整備課(☎225-4060)
または市建設計画課(☎232-9233)

ID 0003096

災害時避難行動要支援者名簿への 登録を受付けています

災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者など、災害時に安否確認などの支援を必要とする方の名簿を作成し、災害に備えています。

災害時に自力で避難することが困難で、優先して支援を受けたい方を確認するため、新たに対象となった方へ案内を送付しました。

災害時に優先して安否確認などの支援を受けたい方は、避難行動要支援者登録申請書を提出してください。支援を受けるためには、個人情報提供に関する同意が必要です。

対象▶在宅で生活をされている方のうち、次のいずれかに該当する方

- 75歳以上のひとり暮らし
- 介護保険の要介護2以上
- 身体障害者手帳(1・2級)
- 療育手帳(マルA・A)
- 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)
- 市の支援を受けている難病患者

※過去に案内を受け取った方や、上記に該当しない方でも、自力で避難することが困難なため、優先的な支援を希望する場合は名簿への登録ができます。

問 福祉総務課(☎232-9169)

市民観光ボランティア 「歴史アドバイザー水戸」

募集

偕楽園や弘道館、水戸城跡などを訪れる方に、水戸の歴史や見どころなどを紹介・案内するボランティアを募集します。



案内活動に自信がなくても大丈夫です。入会後の研修や実際の活動をとおして、先輩会員がサポートします。

対象▶次のすべてを満たす方

- ①市内または周辺市町村に居住する
- ②おおむね70歳以下
- ③下記の説明会に参加できる

【入会希望者説明会】

日時▶1月28日(火) 午前10時30分から

場所▶県三の丸庁舎3階

料金▶無料

申込み▶1月24日(金)までに、申込書に記入し、、で

※申込書は、水戸観光コンベンション協会ホームページで入手できます。



問 水戸観光コンベンション協会(☎224-0441、224-0442、kanko310@sunshine.ne.jp)

ID 0087688、0087858

一般競争入札で市有地を貸付けます

用途を平面駐車場や資材置場などの平面利用に限定し、市有地を貸付けます。

	所在地	貸付面積	最低貸付価格
物件1	宮町1丁目105番1外1筆	710.00㎡	232万円(年額)
物件2	千波町907番1外1筆	342.00㎡	43万円(年額)

申込み▶2月5日(水)～12日(水)に、、で

問 財産活用課(☎232-9135、224-1144、zai katsu.uketsuke@city.mito.lg.jp)

庭木を差上げます

募集

市民の皆さんから提供された庭木を、希望する方に差上げます。庭木の高さは、2m以内です。

対象▶市内に居住する方(造園業・植木販売業などに従事する方を除く)

料金▶無料 ※引取りに要する費用は自己負担です。
申込み▶1月10日(金)～23日(木)(当日消印有効)に、申込書に記入し、、で

※申込書は、公園協会、各出張所、各市民センター、同協会ホームページなどで入手できます。



※事前に、仮植場(植物公園内)または同協会ホームページで、希望する庭木番号、庭木名を必ずご確認ください。

※申込みは1世帯につき1件、申込本数は1世帯につき5本までです。1本の庭木に希望者が複数いる場合は抽選になります。



問 公園協会(〒310-0851千波町508-59、☎244-2895)

ID 0002087

ご意見をお寄せください

募集

【水戸市緑の基本計画(第2次)(素案)】

意見公募期間▶1月15日(水)(必着)まで

資料の閲覧場所▶公園緑地課、情報公開センター、各出張所、各市民センター ※市ホームページでも確認できます。

提出方法▶、、、で

問 公園緑地課(〒310-8610、☎232-9214、224-1116、ryokka-koubo@city.mito.lg.jp)



ID市ホームページで
簡単に検索できます

IDホームページ

メール

電話

郵送

窓口

FAX ファックス

共通事項

ID 0087697

農地利用実態把握調査票の提出を

農業委員会では、農地台帳の整備のため、「農地利用実態把握調査」を実施しています。

市内に1,000㎡以上の農地をお持ちで、中部地区(吉田・緑岡・渡里・柳河・国田・飯富)に在住する方に、12月下旬に調査票を郵送しましたので、1月31日(金)までに提出をお願いします。

提出先▶農業委員会事務局、農産振興課(内原庁舎内)、各出張所、各市民センター

問 農業委員会事務局(☎232-9264)

ID 0003848

森林の土地の所有権移転などには 事前届出が必要です

森林の土地の売買などの契約をするときは、事前に、県への届出が必要となります。

届出期限▶契約締結予定日の30日前

届出が必要な方▶売買、贈与、賃貸借など、契約を締結する土地の所有権などを有する方

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 県央農林事務所林業振興課(☎231-2079)または市農政課(☎232-9181)

ID 0087666

2025年農林業センサスにご協力を

2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2025年農林業センサス」が実施されます。農林業センサスは、5年ごとに、日本の農林業を営む方や農山村の実態を明らかにする調査です。

1月中旬から農林業を営んでいる方々へ、調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況や農林産物の生産状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

問 デジタルイノベーション課(☎297-5886)

ID 0089838

農業用使用済みプラスチックを 回収します

産業廃棄物である農業用プラスチックは、「使用した農家が適正に処理すること」と、法律で定められています。下表の日程で回収します。

回収する種類	回収日時	回収場所
塩化ビニール	1/21(火)、1/22(水) 9:00~11:30	JA水戸西部 予冷センター
	2/5(水)、2/6(木) 9:00~11:30	JA水戸東部 常澄センター
ポリエチレンなど(農ポリ、農PO、農サクビ、肥料袋、育苗箱など)	2/5(水)、2/6(木) 9:00~11:30	JA水戸東部 常澄センター
	2/25(火)、2/26(水) 9:00~11:30	JA水戸西部 予冷センター

※各回収場所にあるチラシ等を参考に仕分け、こん包などをしてから、搬入してください。

申込み▶各回収日の1週間前までに、申込書に記入し、JA水戸西部予冷センターまたは東部常澄センターへ ※申込書は、各センターにあります。

※初めて搬入する方は、市農業用プラスチック処理協議会事務局(JA水戸西部予冷センター内)に連絡してください。

問 市農業用プラスチック処理協議会事務局(☎252-2525)または市農産振興課(☎259-2212)

ID 0002207

12月31日から茨城県の 特定最低賃金が改正されました

特定最低賃金名	時間額
鉄鋼業	1,098円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	1,055円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	1,052円

問 茨城労働局(☎224-6216)または市商工課(☎232-9185)

相談窓口



そのほかの相談窓口は
こちらから▶



※予約する際は、**申**がついている問合せ先へ。

相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
成年後見制度 相談会	これから成年後見制度の利用を検討している方、すでに後見人や保佐人などの活動をしている方のお悩みに、弁護士や福祉の専門家が無料で応じます。 対象▶ 県央地域に居住する方 ※電話での事前予約が必要(先着各3名)	1/17(金)・29(水) 2/ 3(月)・25(火) 3/ 6(木)・17(月)	13:30~ 15:30	1/17…ひたちなか市総合福祉センター 1/29…城里町役場 2/ 3…大洗町役場 2/25…那珂市役所 3/ 6…小美玉市役所玉里総合支所 3/17…茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」	申 権利擁護サポートセンター(☎309-5001) 市高齢福祉課(☎232-9174)
全国一斉生活 保護相談会	生活保護に関する相談に、司法書士が電話で応じます。 専用電話▶0120-052-088	1/26(日)	10:00~ 18:00	—	茨城青年司法書士協議会(☎029-303-8631) 市民相談室(☎232-9109)
宅建士による 無料空き家 空き地相談会	空き家空き地の売却や賃貸などに関する相談に、宅建士が無料で応じます。 対象▶ 市内に空き家・空き地または将来空き家になることが見込まれる住宅を所有している方 ※電話での事前予約(1/20まで)が必要(先着10組)	1/29(水)	13:30~ 16:00 ※1組30分	市役所4階	申 茨城県宅地建物取引業協会水戸支部(☎353-8585) 市生活安全課(☎224-1113)
家計あんしん 無料相談会	生活や家計のやりくりなど、家計のお悩みに関する相談に、専門のスタッフが無料で応じます。 ※事前予約不要(先着10名程度)	1/30(木)	10:00~ 14:00	県三の丸庁舎1階	茨城NPOセンター・コモンズ(☎300-4570) 市生活福祉課(☎232-9171)
消費生活相談	消費者トラブルなどの相談に、専門家が応じます。期日ごとに、相談できる専門家が異なります。 ※電話での事前予約が必要 LuckyFM茨城放送 「消費生活について」 放送日時▶2/20(木) 17:15から	2/5(水) (司法書士) 2/6(木) (建築士) 2/12・26(水) (弁護士) 2/18(火) (精神保健福祉士)	13:30~ 15:30 13:00~ 15:00 13:00~ 15:00 10:00~ 15:00	市役所2階	市消費生活センター(☎226-4194)